

身体障害者福祉センター使用料

区分	金額	
体育室の専用使用	9時から12時まで1回につき	1,716円
	12時から17時まで1回につき	2,145円
	17時から22時まで1回につき	3,217円
	9時から17時まで1回につき	3,217円
訓練室の専用使用	9時から12時まで1回につき	715円
	12時から17時まで1回につき	1,001円
	17時から22時まで1回につき	1,716円
	9時から17時まで1回につき	1,430円
会議室の専用使用	9時から12時まで1回につき	429円
	12時から17時まで1回につき	715円
	17時から22時まで1回につき	1,001円
	9時から17時まで1回につき	858円
放送設備	1回につき	1,100円
卓球台セット	1時間につき(1台)	220円
コンセント	1個につき1時間以内	110円

備考

- 1 身体障害者は、使用料の50パーセント引きとする。
- 2 入場料等の収入を伴うときは、最高の入場料金等の100倍に相当する金額を使用料に加算する。
- 3 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。
- 4 算出した使用料及び加算金の合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。